

滋賀県青少年の健全育成に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>（業者の自主規制）</p> <p>第10条 図書等を取り扱い、または興行を主催する者その他この条例の規定の適用を受ける業者は、県の行う社会環境を浄化するための施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、青少年（6歳以上18歳未満の者を<u>いい</u>、<u>婚姻した女子を除く</u>。以下同じ。）の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>（業者の自主規制）</p> <p>第10条 図書等を取り扱い、または興行を主催する者その他この条例の規定の適用を受ける業者は、県の行う社会環境を浄化するための施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、青少年（6歳以上18歳未満の者を<u>いう</u>。以下同じ。）の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県青少年の健全育成に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （業者の自主規制）</p> <p>第10条 図書等を取り扱い、または興行を主催する者その他この条例の規定の適用を受ける業者は、県の行う社会環境を浄化するための施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、青少年（<u>6歳以上</u>18歳未満の者をいう。以下同じ。）の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。</p> <p>第11条～第21条 省略 （深夜外出の制限）</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 何人も、保護者の依頼または承諾その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、<u>または同伴してはならない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>第22条の2～第24条 省略</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条～第9条 省略 （業者の自主規制）</p> <p>第10条 図書等を取り扱い、または興行を主催する者その他この条例の規定の適用を受ける業者は、県の行う社会環境を浄化するための施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、青少年（18歳未満の者をいう。以下同じ。）の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。</p> <p>第11条～第21条 省略 （深夜外出の制限）</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 何人も、保護者の依頼または承諾その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、<u>同伴し、またはとどめてはならない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>第22条の2～第24条 省略 <u>（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）</u></p> <p>第24条の2 <u>何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等</u> <u>（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児</u></p>

(新設)

(場所の提供等の禁止)

第25条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、または青少年がこれらの行為を行うことを知って場所を提供し、または周旋してはならない。

(1)～(7) 省略

(新設)

第26条 省略

童ポルノおよび同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)その他の記録をいう。第27条第2項第12号において同じ。)の提供を求めてはならない。

(使用済み下着等の譲受け等の禁止)

第24条の3 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 青少年に対し、対償を供与し、またはその供与の約束をして、当該青少年から使用済み下着等(青少年が一度使用した下着または青少年のだ液もしくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称する物を含む。以下この条において同じ。)を譲り受けること。

(2) 青少年から使用済み下着等の有償の譲渡の委託を受けること。

(3) 青少年に使用済み下着等の有償の譲渡の相手方を紹介すること。

(4) 青少年に使用済み下着等を有償で譲渡するよう勧誘すること。

(場所の提供等の禁止)

第25条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、または青少年がこれらの行為を行うことを知って場所を提供し、または周旋してはならない。

(1)～(7) 省略

(8) 前条に規定する行為

第26条 省略

(罰則)

第27条 省略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(11) 省略

(新設)

(新設)

(12) 省略

3～5 省略

第28条以下 省略

(罰則)

第27条 省略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(11) 省略

(12) 第24条の2の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者

イ 当該青少年を威迫し、欺き、もしくは困惑させ、または当該青少年に対し、対償を供与し、もしくはその供与の申込みもしくは約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者

(13) 第24条の3の規定に違反した者

(14) 省略

3～5 省略

第28条以下 省略